

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号
許認可等の種類	火薬類の廃棄の許可	根拠条項	第27条第1項
審査基準	<p>当該廃棄の場所、日時、数量又は方法が適当であり、かつ、当該廃棄に従事する者が火薬類の廃棄についての知識経験が十分であり、その他当該廃棄が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。 法第27条の2の技術上の基準に適合していること。</p> <p>施行規則第66条の技術上の基準に適合していること。</p>		
	受付機関 危機管理 防災課	処理機関 危機管理 防災課	交付機関 危機管理 防災課